



**谷口 和弥**  
議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

**問** 国民健康保険制度が国民生活を経済的に圧迫している。国

保税額が年々負担増となっており滞納者が増加し、短期保険証や資格証明書を交付するといった滞納者への厳しい制裁、さらに財産差し押さえ強化が住民を苦しめている。

幕別町においても国保税額は年々負担が増加し、平成23年度は一人当たり約10万円となった。国保世帯の約20%にあたる921世帯が国保税滞納、そのうち271世帯に短期保険証の発行、また202件に財産差し押さえといった制裁処置が実施されている。

公的医療を保障する「国民皆保険」の中心的な仕組みであるはずの国保が、国民の命と健康を脅かしている事態を放置することは許されない。以下の点について伺う。

(1) 国保加入者の生活実態をどのようにとらえているか。  
(2) 幕別町では国民健康保険制度を社会保障だという認識に立って

**問**

負担の大きい国民健康保険税と滞納制裁のあり方について  
負担の公平性を確保しながらも丁寧かつ適切な対応をこころがけていきたい

るか。

(3) 短期保険証は発行すべきでないと考えerがどうか。

(4) 滞納制裁としての差し押さえを実施するべきではないと考えるがどうか。

(5) 国保税の減免制度を充実させる考えがあるか。また国保税そのものを減額し負担軽減する考えがあるか。

**町長** (1) 本町における国民健康保険の加入世帯の所得状況は次表のとおりである。

国保加入の所得階層別構成比率	
0円～100万円未満	44.9%
100万円～200万円未満	26.6%
200万円～300万円未満	11.8%
300万円～400万円未満	4.3%
400万円～500万円未満	2.3%
500万円以上	10.2%

(2) 政管健保及び組合健保と同じく相互扶助の原則により保険給付を目的とするものであり、国民の健康を保持、増進し、その生活を安定させ、もって公共の福祉に資するものであると認識をしている。

(3) 過年度分の国民健康保険税を滞納している滞納者に対し、災害などの特別な事情もなく、納税相談に一向に応じない、また、十分な担税能力があるにもかかわらず、相談時の約束が履行できない方などに対して、やむなく交付せざるを得ないのが実態である。

短期被保険者証により医療機関を受診する際の自己負担は、それぞれの年齢区分に応じて、2割または3割となるので、被保険者証による受診と何ら変わるものではなく、受診抑制にはつながっていないものと判断している。

(4) 督促や催告、さらには納税相談におおむね1年を経過するまでの間

に、滞納者と接触ができない場合や、納税に対する誠意が見られない方については、他の納税者との公平性を確保するため、法令に基づき差し押さえを行うことはやむを得ないことと考えている。

(5) 負担の公平性の観点からも、現時点においては、減免制度を充実すること、また条例で定める事由以外における減免等を行うことは適当ではないと考えている。

今後においても、国民健康保険税の支払いが困難な方については、納付猶予や分納などを含めた納付方法の相談に努めていきたい。



1階町民課の窓口